

令和7年9月8日

和歌山労働局長 中 山 始 殿

和歌山地方最低賃金審議会 会長 廣 谷 行 敏

(仮称)和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、 食料品スーパーマーケット最低賃金の決定の必要性 の有無について(答申)

当審議会は、令和7年7月31日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった(仮称)和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケットに係る最低賃金の決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、(仮称)和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金について決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。